

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 26 年 9 月 17 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 3 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、新谷副委員長、安齋・松田・濱本・山口・ 横田各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安齋委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市住宅マスタープランの策定について」

○（建設）越智主幹

小樽市住宅マスタープランの策定について報告いたします。

住宅マスタープランにつきましては、第2回定例会において、策定体制やスケジュールについて報告させていただきましたが、委託業者の変更とその後の策定状況について報告いたします。

策定業務を委託しておりました株式会社プランニングワークショップが経営上の理由から、6月23日付けで事業を停止したため、委託契約を解除し、未履行の業務については、改めて入札により、株式会社まちづくり計画設計に8月4日付けで委託したところであります。そのため、策定作業に遅れが生じましたが、策定に当たって設置しております小樽市住宅マスタープラン策定委員会の日程表を変更するなどして、当初の予定どおり平成27年3月までに策定する予定としております。

また、策定作業の進捗状況ですが、8月19日に開催しました第2回策定委員会では、本市の人口や住宅の状況についての統計データや市民意向調査などから現状分析を行い、住宅施策に関する課題を抽出したところです。現在は、会議で御議論いただいた内容を整理、検討し、引き続き策定作業を進めているところでございます。

○委員長

「平成26年度除雪計画について」

○（建設）雪対策課長

では、平成26年度の除雪計画につきまして、資料に基づき報告させていただきます。

1の除排雪の作業対応についてであります。除雪体制は昨年度と同様、6地域の総合除雪体制での業務実施を考えており、（1）の除雪、①の車道除雪につきましては、幹線道路、補助幹線道路、生活道路を合わせ合計で513キロメートル、②の歩道除雪につきましては、合計で112キロメートルの作業を計画しております。

また、（2）の排雪につきましては、幹線道路、補助幹線道路、生活道路を合わせ合計で228キロメートルの作業を計画しております。

なお、除排雪の延長につきましては、昨年度と同様となっております。

2の凍結路面の作業対応についてであります。①のスリップ防止材散布延長は昨年度と同じ56キロメートル、②の砂箱の設置は昨年度より5か所多い644か所、③の砂まきボランティアは昨年度より29件多い213件、④のロードヒーティングにつきましては、昨年度と同じ231か所となっております。

3の雪堆積場等の管理対応についてであります。昨年度と同様、今年度の市民に開放する雪堆積場等を5か所開設するほか、道路管理者専用の雪堆積場等を市内に7か所確保し、排雪の受入れ態勢を整えていきたいと考えています。

4の今冬の主な重点目標についてであります。①の主要交差点の雪山処理、②の主要通学路における歩行路の確保に努めたいと考えています。また、③の幹線道路以外の凍結路面对応と排雪作業について市民との協働を推進してまいりたいと考えております。

○委員長

「平成26年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

○（水道）総務課長

平成26年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会について報告いたします。

本年9月5日に開催されました平成26年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会の議案等の内容について説明いたします。議案等につきましては、平成25年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算認定を含む議員提出議案第1号及び議案1号から議案第6号並びに報告第1号の8件となっており、議案につきましては、それぞれ可決、承認、認定されております。

議案等の内容につきましては、お配りしている資料のとおりとなっております。このうち議案第6号平成25年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算の概要について説明をいたします。

資料の8ページをごらんください。

平成25年度は、4月1日から小樽市、石狩市、当別町へ用水供給を行いました。

それでは、予算の執行状況について説明いたします。

予算執行のうち、まず収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、予算額18億9,032万2,000円に對しまして決算額は18億8,765万4,848円で、266万7,152円の減となり、執行率は99.9パーセントとなっております。

支出につきましては、予算額20億6,079万円に對して決算額は19億4,100万1,339円で、1億1,978万8,661円が不用額となっております。執行率は94.2パーセントとなっております。

収益的収入支出差引きにおいては、予定不足額1億7,046万8,000円に對して、決算では5,334万6,491円の不足で、差引き1億1,712万1,509円の好転となっております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入は、予算、決算ともございません。

支出につきましては、予算額4億2,718万8,000円に對して決算額は4億2,604万9,458円で、113万8,542円が不用額となっており、執行率は99.7パーセントとなっております。

○委員長

次に、今定例会において付託された議案について説明願います。

「議案第29号について」

○（建設）越智主幹

議案第29号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

このたびの市営住宅条例の一部改正についてであります。公営住宅の部、オタモイG住宅97戸のうち一部の69戸を用途廃止するため、条例別表第1の公営住宅の部のオタモイ住宅の項中、整備年度が昭和41年度の管理戸数「50戸」を「26戸」に改め、整備年度が昭和43年度の管理戸数45戸を削り、これに伴う公営住宅の部の管理戸数「3,202戸」を「3,133戸」に改めます。

次に、同表第1の厚生住宅の部から、オタモイG住宅の項を削り、厚生住宅の部の戸数合計「20戸」を「12戸」に改め、同表の戸数総計「3,412戸」を「3,335戸」に改めます。

また、オタモイG厚生住宅の用途廃止により、別表第3のオタモイG住宅の項を削るものです。

次に、所要の改正についてですが、母子及び寡婦福祉法が一部改正され、公営住宅の供給を行う場合には父子世帯についても特別な配慮をしなければならないとなったことから、本市の特定目的公営住宅の一つであります母子世帯向け公営住宅の名称を父子世帯も含めた「ひとり親世帯向け公営住宅」に改めるほか、オタモイG厚生住宅の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日につきましては、住宅の戸数の変更の部分については規則で定めることとし、公営住宅の名称を改める部分については平成26年10月1日といたしたいと考えております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎土砂災害対策について

それでは、土砂災害対策、とりわけ警戒区域指定の問題について伺います。

一般質問、予算特別委員会でも質問してきましたが、はっきり言って本市の危機感が感じられなかったです。改めて質問いたします。

小樽の土砂災害危険箇所は519か所、そのうち警戒区域指定数は179か所、34.5パーセントにすぎず、全国平均から見ても相当遅れております。この実態をどう考えておりますか。

○（建設）池澤主幹

本市では、危険箇所が全道で2番目に多い状況の中、指定も2番目に進んでいる状況でございます。しかしながら、割合にすると34.5パーセントと決して高い状況ではありませんので、早期に指定できるよう、今後も北海道と協力しながら進めてまいりたいと考えております。

○新谷委員

どう考えるかということに対しては、やはり遅れているという、そういう認識ですね。

それと、今後の計画について、全道の土砂災害危険箇所は1万1,898か所ですが、これを2016年度までに2,370か所しか警戒区域に指定しないという計画で、しかも本市の部分は示されていないという答弁でした。遅れている理由についても聞きましたが、気候変動で局所的な豪雨があちこちで起きておまして、先日も白老町などで大変な被害が出たところです。礼文町では50年に1度という豪雨で2人の方が亡くなっています。

本市も52年前に台風9号による豪雨で大変な被害がありました。当時の状況は小樽市史に出ておりますが、どのような実態だったのか説明してください。

○（建設）池澤主幹

小樽市史によりますと、昭和37年8月2日夕刻から4日朝にかけて襲った台風でございます。この間の降雨量は267ミリとなっております。負傷者数等は死者が6名、行方不明者が2名、重傷者が2名となっております。建物は、全壊が33戸、半壊が90戸等でございます。被害総額は19億2,300万円と記載されております。

○新谷委員

今、説明があったように、大変な被害だったということです。

それと、朝里川温泉スキー場の土砂崩落、これも一般質問で言いましたけれども、前市長の名前で、突然の土砂災害というようにして報告されております。その前触れ、雨量は地面に大変たくさんしみ込んでいたと、そういうこともあるわけですが、突然起き得るわけですから、対策を急がなければならないと思います。市民から、この点について、対策をしてほしいとか、あるいはここは調査を急いでほしいという要望は上がっていないでしょうか。

○（建設）池澤主幹

急傾斜地の工事要望ということでありますが、年に数件、要望を受けているような状況でございます。これらにつきましては、北海道へ伝えているところでございます。

○新谷委員

要望があるのは急傾斜地だけで、地すべりだとか、あるいは危険溪流についてはないのですか。

○（建設）池澤主幹

あくまでも急傾斜地法に基づく区域での要望ということになりますので、土石流とか地すべり等の要望はございません。

○新谷委員

自分の住んでいる地域がどのようになっているかというのは、なかなか市民にとってはわかりづらいものです。それでも北海道が土砂災害危険箇所として一覧表に表しているわけですから、やはり本市も危機意識を持って、市民の命、安全を守るために予算増額、それから調査を急いで、土砂災害対策予算を急ぐように国や北海道に強く要望してほしい、これは前にも言いましたが、その点で改めて強い危機意識というか、そういうものを持った要望にしてほしいと思いますが、いかがですか。

○（建設）池澤主幹

国・道への要望ということでございますが、市長からも答弁させていただいておりますが、全国市長会、全道市長会、北海道後志総合開発期成会を通じ、これまでも要望しておりますが、引き続き今後も要望してまいりたいと考えております。

○新谷委員

よろしく願いいたします。

◎除排雪について

それでは次に、除排雪について伺います。

先ほど説明のありました延長は、昨年度と同じだということでした。あちこちの路線で、去年は除雪が入ったのに今年に入らなかったという声を聞いております。住民は例えばこの一つの路線で、長い距離、道路を、自分の前は隣近所あわせてきれいにしなければいけないということできれいにしているのですが、そのために除雪が入らない。その一方で、自分の住んでいない同じ路線で除雪が入って、これは一体どういうことだという、そういう話もあります。

それから、2種路線で15センチメートル雪が降ったら除雪という基準がありますが、1回も入らなかったと。自分でその道路を全部除雪機でやっているのに、それで入らないのか、でも入らないということに対しては、やはり怒っております。

そのような市民の苦情とか要望を聞いておりますか。

○（建設）雪対策課長

確かに、これまでの経緯からいいますと、同一路線でも、自分たちで除雪をやっているがゆえに市の除雪が入らないといった苦情は、こちらでも把握しております。ただ、民間でやられる方は雪が降ったらすぐ片づけてしまいたいとか、置き雪があればすぐ片づけたいといった形で作業されているということですが、基本的に除雪作業については各路線かなり持っておりますので、そういう意味では地域の方のニーズに合った除雪方法というのはなかなかできないのではと考えております。

○新谷委員

機械がたくさんあり余るほどあるわけではありませんから、順番に入るという点では、時間がずれて、早くしてしまうという人もいると思います。しかし、同一種の路線で入るところと入らないところがあるというのは公平感に欠けますし、そういうところをステーションに配置されている業務担当員、市の職員の方ですが、チェックされているのかどうなのか、そして各ステーションに業務担当員は何名配置されてどのような仕事をしているのか、それらの点についてお知らせください。

○（建設）雪対策課長

まず、各ステーションにおける市の業務担当員が何名いるかということですが、業務担当員につきましては、雪対策課の係員が2ステーション分を1人が受け持っているような感じです。このほか、この除雪ステーションの業務にかかわっている者として、建設事業課の職員が2名で2ステーションを受け持っている形で対応しております。

また、業務担当員の業務内容につきましては、受託業者への指示ですとか協議、立会、そして現場確認、また、

日報の確認、業務の執行管理ですとか市民等の要望、苦情等の対応を行っているところでございます。

○新谷委員

各ステーションに何名なのですか。

○（建設）雪対策課長

人員数でいきますと、1ステーション当たり1.5人という形になっています。

○新谷委員

職員の方が業務担当員としてパトロールなどいろいろな仕事があるということで少し業務も忙しいのではないかと思います。やはり今言ったようなことをチェックしていただきたいと思ひますし、同一種の路線で不公平にならないように、平等性を確保してほしいと思ひます。そのためにも、市民も除雪に協力しているのですから、平等にしてほしいということなのですが、このような場合は苦情に終わらずに、何かいい方法はないのかなと考えてみるのですけれども、その辺ではどのようにお考えでしょうか。

○（建設）雪対策課長

確かに同一種別の路線で回数が違うとか、そういうようなところも見受けられるのですが、市民から御相談があれば、市との共同作業が可能なのか等も含めて相談に応じたいというように考えております。

○新谷委員

相談して意思疎通を図っていくというのは大事なことだと思いますが、今も言ったとおり、市民も道路とか、それから歩道の除雪で協力している人がいっぱいおります。そういうことで、相談するという事は大事なことだと思うのですが、それを市民に知らせるといふか、相談できるのだということ徹底してほしいのです。それはどのようにするのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○（建設）雪対策課長

相談があった場合に共同作業が可能なのかという部分も含めて課で検討したいと思ひますが、周知方法についても、どのような方法がいいかも含めて検討したいと考えております。

○新谷委員

それから、ロードヒーティングのことです。電気代の値上がりはまだはっきりしておりませんが、予定どおり上げられると、新たに6,500万円も高くなって大変苦しくなるわけです。そうした場合、ロードヒーティングの規制はさらに行うのか、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

ロードヒーティングの値上げにつきましては、今、値上げに関しての節減というのは特段ありません。ただ、これまでどおり安全を確保した上で、引き続きロードヒーティングの効率的な運転に努めてまいりたいと考えております。

○新谷委員

ぜひ事故がないようにお願いしたいと思います。

それから、今冬の主な重点目標、三つ挙げております。昨年度とほぼ同じなのですが、少し違うところがありますね。昨年度は、（1）雪山処理は「早めの」という言葉が入っておりました。今回、それを省いた理由というのはどういうことですか。

○（建設）雪対策課長

交差点の除雪に関する重要性ということは、これまでの認識としては変わっておりません。交差点の早めの雪処理だけでは、やはり安全の確保につながらないということもございまして、その交差点を含めて、路線全体の安全を確保するという事で進めてまいりたいと考えております。そういうことで早めという言葉をとらせていただきました。

○新谷委員

路線全体の安全確保に努めるということですね。

それで、今年 3 月の新聞記事にもあったのですが、堺町の空き店舗の前の歩道、積もった雪が 80センチメートルで、大変歩きづらいということが出ておりました。あと、私も中央通を歩いて、大変でこぼこがあって歩きづらいなということを実感しておりますが、観光客は雪になれない人たちもたくさんいて、転倒して骨折などになったら、小樽のイメージが悪くなるわけですから、この辺の改善をお願いしたいのですが、どのように考えていますか。

○（建設）雪対策課長

歩道の空き家などによる段差ですが、毎年、歩道歩行に支障がないようにパトロールですとか現場の確認をして、歩行の安全に努めてまいりたいと思います。

○新谷委員

今までの答弁は、一通りそつのない答弁というか、これまでと変わらないような答弁ばかりでしたが、雪が多くならないように願うわけですが、どのようになるかわかりませんし、とにかく市民の安全、それから小樽を訪れる人の安全のためにも、いろいろと課題はあると思いますが、頑張ってくださいと思います。

◎危険空き家対策について

次に、空き家対策についてですが、危険空き家に限って伺いたいと思います。

現在、危険空き家が 33 件あるということですが、その中でも解体を急がなければならないという物件はどれぐらいあるのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

市内で押さえている危険な空き家の件数は 33 件でございますが、やはり全て危険な状況にありますので、我々としては、できれば所有者に対して解体していただきたいと、そのように考えています。

○新谷委員

空き家の持ち主の方とは、1 年に 1 回連絡をとっていると聞いておりますが、解体撤去が進まない状況をどのように判断されていますか。

○（建設）建築指導課長

解体が進まない状況について、まず所有者や関係者と連絡がとれないということで話合いができないということが一つ挙げられると思います。また、所有者がいても、経済的に資力がないということで、なかなか解体が進まない、このような状況です。

○新谷委員

連絡がとれないというのは何件ぐらいで、経済的な資力がないというのは、若い人なのか、高齢者なのか、その辺のことについてもわかりでしょうか。

○（建設）建築指導課長

33 件のうち、所有者がわかっているのが 20 件で、所有者が不明というのが 13 件、不明の中でも完全にわからない、全然連絡がとれないというのが数件ありまして、その他は、ある程度状況というか、話はわかってもらえるのですが、なかなかコンタクトがとれないと、そういう状況でございます。

○委員長

費用はどうですか。費用がかかって解体できないという、そういう件数はわかりますか。

○（建設）建築指導課長

その部分については、押さえておりません。

○新谷委員

それであれば、全て解体を急がなければならないという市の認識においては、申しわけないのですが、もう少し

踏み込んで話を聞くとか、調査をすべきだと思うのです。

それで、経済的資力が無いということで解体が進まないということ为先ほど答弁していましたが、今、解体については、一般的な報道によりますと、固定資産税が高くなるからとか、そういう理由がありますが、実は資産税課に小樽の場合の評価額を聞きましたら、一般的な試算で、基準となる200平方メートルで試算しますと、路線価が5,000円のところが多いということなのですが、これに所要の補正を掛けて計算すると、都市計画税を合わせても3,000円台なのですね。これが非住宅用地になると1万2,000円程度で約4倍なので、お金がないという場合には、固定資産税も何年もかけていかなければならないとすると、解体することによって生じる費用は加算すると思いますが、それよりもむしろ撤去費用を捻出できないということに対してどうするのかということが私は一番問題だし、それを解決しなければならぬと思うのです。それはどうでしょうか。

○（建設）建築指導課長

庁内の検討会議の中でも、いわゆる条例をつくるなり法案の動きを見るなりしても、やはり解体助成というのは重要な部分でないかというようには考えておまして、そのようなことも含めて庁内検討会議でそれを助成できるかどうかということを検討しているところでございます。

○新谷委員

それで、特に雪の多い本市においては、危険空き家は倒壊のおそれが出たり、周りにも大変迷惑をかけたりの部分が多いと思います。それで、資力が無いというわけですから、所得条件付で幾らかでも解体費の助成をする考えというのはありませんか。

○（建設）建築指導課長

解体の助成について、今後、どのようにして考えていくかということは、庁内の検討会議の中で、情報提供をしながら進めていかなければならないと思いますし、今、この席で解体助成を行うとか行わないとかという話にはならないと思いますし、検討会議の中で当然そのような解体助成を行うことによって資力をカバーできるという部分もありますので、検討していきたいというようには思っております。

○新谷委員

この問題については今後、市長にも聞いていきたいと思えます。

それで、これも検討という答えになるのかもしれませんが、15日の日経新聞の報道に、銀行が市の解体費補助金の受給者に低利の融資をするという商品をつくって、それを拡大しているというものがありました。このような制度も検討してみたらどうかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○（建設）建築指導課長

解体助成についてということで、所有者に経済的に資力がなくて解体が思うようにならない、進まないという事例は、本市においても多数見受けられます。解体費の助成を行う場合に金利を優遇するという事は、問題の解決の一つとしては効果があるのではということでは思っていますが、これも建設部の中で結論を出せるような問題ではないので、庁内の検討会議の委員会にそのような情報を提供していきたいと考えております。

○新谷委員

それから、国の空き家に対しての法律制定の動きもありますが、制定した以外に、成立したもの以外に、市としても独自に検討できるものはないのか、その辺の検討も行っていただきたいと思えます。それについてはいかがでしょうか。

○（建設）建築指導課長

現在、空き家対策法というのが国にこれから出されるとは聞いているのですが、どのような形で出されるのかというのは、まだ内容は把握しておりません。これもやはり企画政策室が中心となって、関係部局を集めて、今後、そのような部分についても検討していきたいと考えております。

○新谷委員

よろしくお願いいたします。

◎住宅リフォーム助成事業について

次に、住宅リフォーム助成事業について、進捗状況をお聞きしたいと思います。今時点での補助金、交付金申請状況をお知らせください。

○（建設）建築住宅課長

住宅リフォーム助成の補助金の交付状況についてですが、9月16日現在、申請件数が100件、工事費の総額が2億2,282万231円、補助金の総額が1,614万9,000円、工事請負業者数が60社であります。

○新谷委員

申請の締切りは10月10日ということで、まだ申請していない人もいると思うのですが、補助金総額2,000万円に達する見通しはどのようにでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

補助金が2,000万円に到達する見込みについてですが、補助金の交付申請の締切りが10月10日なので、まだ時間があります。申請件数は現在100件で、昨年度の103件に迫っておりますが、1件当たりの補助金の額が昨年度より2万円近く下がっていることから、2,000万円に到達することは少し難しいと考えております。

○新谷委員

私たちは予算修正案で5,000万円を毎年提案しています。それにしても2,000万円、本当に皆さんに使っていただきたいなと思っていただけですが、昨年度より2万円も下がっているという理由はどのようなことが考えられるでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

消費税の税率が4月1日に5パーセントから8パーセントにアップしたことが影響しているかもしれませんが、詳しい理由についてはわかりません。

○新谷委員

これから分析してみなければわからないことではありますが、やはり消費税の影響というのは大きいなと思います。それで、この制度は今年度で終わりですが、その辺のことも含めて、ただよかったとか悪かったとかということだけではなく、総括をしっかりとやっていただきたいと思います。その点についての見解をお示してください。

○（建設）建築住宅課長

総括ということですが、アンケートを過去2年間実施してまいりまして、今回も10月末から11月にかけて実施したいと思っております。そのようなアンケートなどを基に総括をしていきたいと考えております。

○新谷委員

よろしくお願いいたします。

◎石狩西部広域水道企業団議会定例会の報告について

それでは次に、石狩西部広域水道企業団の議会と決算にかかわってお伺いします。

この議会での議案第5号、議会議員の報酬と費用弁償の条例が改正されました。平成25年度と比較して、議員報酬、それから費用弁償でどれぐらいの違いがあるのか、また、議員1人当たりの費用、25年度と比較してどのぐらい変わったのか、それについてお知らせください。

○（水道）総務課長

議案第5号の議員報酬の改定ですが、平成26年度の改定については、10月1日から施行ということになりますので、実質半年間の影響ということで言いますと、平成25年度に比べて40万5,000円の減少という形になります。

また、費用弁償につきましては、今回、議案の中で、議員協議会を単独で行っても費用弁償の対象になるという

ものでありますが、実質、議員協議会については、本会議と同日に開催しているという状況にありますので、現状はその影響はないということで聞いてございます。

○新谷委員

この問題については常々言ってきましたけれども、過大な計画だったということで指摘しておりますが、2年前に両共産党、石狩市と当別町の議員と一緒に、少しでもこの自治体負担が少なくなるように、議員報酬の削減などを行うように申し入れてきました。今回、このように改定されたわけですが、それがどのように影響、下がっていくのか、その辺は少しわかりませんが、いずれにしても一部事務組合であるごみ処理の北しりべし廃棄物処理広域連合の議員の歳費は1回5,000円なのです。それに比べると物すごく高いわけですから、引き続きこの問題では、もっと低くすべきだというふうに私たちは思っております。これは自分の意見です。

次に、企業団の決算書と小樽の簡易水道にかかわって若干お聞きします。

収益的収支及び支出で、支出では約1億2,000万円の不用額が出ておりますが、この内容についてお知らせください。

○（水道）総務課長

平成25年度の不用額の内容ですが、供給水量の減少に伴いまして、主な要素としましては、動力費、それから薬品費、それから浄水場で発生する汚泥の処理に係る委託料、これらが減少したことが大きな要因とは聞いています。

○新谷委員

供給水量なのですが、資料に表と数字が出ております。札幌市が使用していないのでこの程度なのかと思っておりますが、年間の基本水量との差、パーセンテージ、そして本市の簡易水道の有収水量と供給量はどうなっているのか、それについてお示してください。

○（水道）主幹

まず、年間基本水量について、このうちの小樽市分といたしましては42万7,050トンになってございます。

続いて、年間の供給水量について、小樽市域分としては、このうち26万6,669立方メートルが小樽市域分でございます。

有収水量につきましては、小樽市簡易水道事業になりますが、13万3,885立方メートルとなっております。有収率としては約50パーセントとなっております。

○新谷委員

この簡易水道については決算委員会でも出ているのですが、やはり地下水利用組合が予定どおり使ってもらえていないということでこういうような乖離が出てきて、小樽市の一般会計から平成25年度も約9,400万円以上負担しております。毎年このように多額な一般会計からの繰入れでは、やはり市民のさまざまな生活に関するサービスなどにも影響してくるわけです。ですから、やはりこの地下水利用組合の使わない分をどうするのか、北海道に財政支援を求めてほしいということを繰り返し要望してきているわけですが、このたびも北海道に対して水道局は企画政策室と一緒に行って要望してきたと聞いておりますが、財政支援はできないのか、道の考え方、その辺についてどのように伺ってきたか、お知らせください。

○（水道）主幹

企画政策室と一緒に北海道に要請を行ってまいりました。内容といたしましては、地下水利用組合企業が地下水から簡易水道へ転換するよう必要な方策を早急に検討、実現すること、それから地下水利用組合企業が簡易水道に転換を行わないことで生じる簡易水道料金収入不足分について本市への補填などの対策を講じること、この2点について要請を行ってきました。

北海道の回答といたしましては、市への財政支援は難しい、それから企業誘致につきましては積極的に北海道としても行っていくと、また、地下水利用組合企業に再度、上水道に切り替えてもらえないか要請するというところで

聞いております。

○新谷委員

なかなか地下水利用組合に使ってもらえないということもあり、非常に難しい問題です。

北海道が企業誘致に支援をするということですが、具体的に今、何社か上がっているのか、その辺についてはどうなのですか。

(水道) 主幹

具体にその企業誘致につきましては、聞いてはございません。

○新谷委員

北海道の言うことは具体的でないものを持ち出してただ言っているような気がします、しつこいと思われるかもしれませんが、簡易水道の歴史的な経緯から、やはり北海道が積極的に支援してくれるように何回でも強く要望していかなければ、毎年 1 億円近いお金が一般会計から出ていくというのは本当に大変な問題ですので、水道局だけでなく市全体で取り組んでいくようにお願いしたいと思います。

局長、いかがですか。

○水道局長

簡易水道の問題については、毎回、御指摘をいただいているとおりで、我々も北海道に対して、地下水利用組合が簡易水道へ転換するような方策をとってくれということと、さらには本市で今、一般会計から簡水会計へ繰入れをしているわけですが、これについての補填をしてくれという、この二つについては、毎回、企画政策室と水道局でお願いに行っております。今後も粘り強く、しつこく、引き続き何回も要請してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○濱本委員

◎除排雪について

報告の部分から何点かお聞きします。報告の除雪の計画と、それから一般質問の除雪のことと、お聞きします。

まず、本日の報告の中で、大きい 4 番の (3) 「幹線道路以外の凍結路面对応と排雪作業について市民との協働を推進」というふうに、文言としてはそうかなというふうにはあるのですが、具体的な中身についてはいかがですか。

○(建設) 雪対策課長

今冬の主な重点目標の (3) についてですが、幹線道路以外の凍結路面对応と申しますのは、これは砂まきボランティアのことを言っております。また、排雪作業につきましては、貸出しダンプ制度について申し上げております。

○濱本委員

これだけ見ると、排雪作業について市民との協働という、貸出しダンプが全然想像されなかったもので、何か目新しいことでもやるのかと思って聞かせてもらいましたが、わかりました。

貸出しダンプにも関連するのですが、一般質問の中で、要は秋田市がやっている地域住民用小規模堆雪場事業の話を見せてもらいました。その中で市長は「市が借地している堆雪場は既に約 280 か所あり」という答弁をしているのですが、まずどういう経過で約 280 か所を借りているのか、それともう一つはどのような場所にこの 280 か所もあるのか、具体的な部分を少し説明してもらえますか。

○（建設）雪対策課長

先日的一般質問の中で市長が280か所と答弁したわけですが、これまで路線だけでいきますと、雪堆積場がなければ排雪をしなければならない、雪堆積場があることによって除雪作業を効率的に行えるということで、各除雪ステーション若しくは市の堆積場がありましたら、土地所有者に承諾をいただきまして雪堆積場を借りているといった経過があります。これが280か所お借りしている経緯であります。また、場所につきましては、具体的には銭函の御膳水に市民も含めた雪堆積場がありますが、このような場所が今借りている場所になります。

○濱本委員

除雪ステーションというのは、いわゆる民間企業が請け負ってやっている。ということは、所有者との間のいわゆる無償の貸借契約をたぶん結んでいるのだと思う、口約束ではないと思います。そのときに、除雪ステーションということは、共同企業体ですね。それから、市が直接ということになると、市がその土地の所有者と無償の貸借契約をきちんと結んでいるのですか。その点についてはいかがですか。

○（建設）雪対策課長

市が直接、土地所有者と雪堆積場として借りているところにつきましては、文書で借地願といたしますか、そういう形で文書を取り交わしているところでもあります。

○濱本委員

本来はたぶん、ステーションが自分のステーションのエリア内の、そういう除排雪をする上で有効な土地で貸してもらいたいということも、基本的には委託を受けているわけですから、一元化をして依頼主の市が所有者にいわゆる借地願を出すのか、無償の貸借契約をきちんと結ぶのかは、方法論は別としても、やはり市が前面に出る必要はあるのではないのかと。民間がただやっているわけではなく、発注者は市なので、事故とかなんとかいろいろなことも考えたときに、そういうことは制度的にきちんとすべきではないのかなと。無償で借りるということを今やっているのであれば、制度としてきちんとあるとかではなくて、今までずっと歴史的な経過の中で成り行きのたぶんやってきたのだと思うのですが、やはりいったんそういう部分を、何か整理をつける必要があると思うのですが、いかがですか。

○（建設）雪対策課長

これまでの経緯でいきますと、これは我々の勝手な言い分かもしれないのですが、市が介入するとなかなかうまくいかないことも、地域に密着した除雪業者が入っていますのでうまくいっていることもありますので、そういうことから、これまで業者が直接、所有者と折衝しているというのが現状であると思います。

○濱本委員

所有者と折衝するのはステーションの企業体の方でもフェース・ツー・フェースの話だから私は構わないと思いますが、文書を交わすときは一つのきちんとしたフォーマットがなければだめだろうと思うし、そういうものはやはり制度として用意する必要があるのではないのかということ。今すぐやれとかということではなくて、例えば逆の部分で言うと、ステーションの企業体の方がこの空き地を使わせてもらいたいと思っても、ステーションの方が行ったらだめでも、実は市の方が行ったらマルという場合も可能性としてはたぶんあるのだろうと思います。そういうことも含めて、少し制度としていったん整理をつけて考えてみたら、将来的課題としていかがかと思うのですが、どうですか。

○（建設）雪対策課長

今、委員がおっしゃるとおりの部分もございまして、今後については、業者が借地している部分も含めまして、市が関与してといたしますか、今のところはそういう形で土地所有者とも折衝していきたいと考えています。

○濱本委員

それに関連して、私の一般質問の趣旨が少し違ったように受け止められたような、受け止められていないような

部分があったのですが、秋田市の事例というのは、基本的には町会等がその町会の中にある土地を小規模堆雪場として、所有者といわゆる土地使用貸借契約を結んでください、その土地使用貸借契約を市役所に持っていくと、固定資産税が減免されます。要は、借主が町会等の団体で、貸主は土地所有者。ここで、無償ではあるけれども貸借の合意がなければまずだめ。その合意をもって、さらに固定資産税の減免と一緒に行きましょうという、そういう合意がないとできないわけです。例えば私が土地を持っていて、町会から私に貸してくれないかと言ってくる、減免制度があるよと、いや、そんな減免なんて面倒くさいからいいよと言ったら、そこでもう終わりです。全てが減免になるというつもりではないのです。それから、つくりそのものも、第 1 条の目的は、これは要綱ですが、「この要綱は、本市の住宅地において、生活に支障となる雪を堆積する堆雪場を確保するための地域住民用小規模堆雪場事業に関し必要な事項を定めることにより、地域住民による除排雪の促進を図り、もって地域における自助・共助の意識を醸成するとともに、地域住民の生活環境の向上に資することを目的とする」。要は、第 1 条の目的の中で、これを定着させるというか、広げるために、固定資産税の減免なんていうことは一言もうたっていないわけです。最後のほうに、使用貸借契約を結んで、お互いに合意したら、市役所に書類を出しなさい、出てきたら減免してあげますというものです。根本は地域の皆さんの中で土地を持っている人、それから地域の団体、そういう中で相談して、いわゆる地域環境を、除排雪の環境を少しでもよくしましょうと。そういうことが目的で、それを誘導するために、合意が出てきたら、それは減免しましょうと。3 か月とか 4 か月とか、いろいろ言っているのですけれども。だから、答弁では何かいきなり固定資産税の減免みたいな話になっているのですが、そうではなくて、共助の世界で、自助の世界で、いわゆる冬期間の生活道路、地域の除排雪をみんなで一生懸命やりましょうねということが第一の目的なのだという。

そういう中で、これも今日言って明日の話ではないのですが、先ほどの 280 か所の話も、やはりステーションの話とかが多いわけで、この本来の目的である地域住民ということではなくて、さっきおっしゃったのは、どちらかというところステーションの除排雪、いわゆる小樽市のやっている除雪・排雪の中での堆積場ということで、地域住民が小規模にここへ雪を捨てて少しでも自分の前の生活道路をみんなできれいにして、万が一のことに備えようということではないと思うのですよ、この 280 か所は。だから、ちょっとこの今までの 280 か所とは私は質が違うと思うのですが、これも将来的にはやはり検討する課題ではないのかなと思うのですよ。実際の制度の組立てはともかくとしても、こういう考え方、まして中心街は結構土地があいてきているわけですから。確かに空き家があって雪捨場に使えないようなところもありますが、それでもやはりいわゆる中心街の中に結構 60 坪、50 坪みたいな空き地がぼこぼこある。しかしながら、雪を捨てたくてもやはり所有者とのかかわりがあって捨てられないのだという状況になっている。そういうものを少しでも改善するためには、私は検討する価値が全くゼロとは思わないのですが、その点についてはいかがですか。

○（建設）雪対策課長

秋田市の事例ですとか、読んだ中では、確かに委員がおっしゃったとおり、地域の住民のための雪捨場ということですね。これを素直に小樽市で導入した場合という想定をした中で、市長が答弁した 280 か所につながっていったと思うのですが、やはりこれをやることによって、固定資産税を減税するということになりまして、市若しくは除雪業者が借りているところもやはり減税しなければならないのかと考えています。そうした場合には、トータルコストとして圧縮できるかどうか、そして当然、現状としては、雪堆積場についての春の清掃ですとか雪割りとか、いろいろなことがその場所場所によって考えられますので、それも含めて今後引き続き検討させていただきたいと思っています。

○濱本委員

秋田市の事例をそのまま本市にはめ込めるとは思っていないし、秋田市がどのような地形なのかもわかりませんし、いろいろあると思うのです。そういう意味では、小樽市バージョンで制度設計を検討するということは必要

だと思うので、ぜひ前向きに対応していただきたいと思います。

◎水力発電について

それでは次に、水力発電で聞き漏らしたことがあるので、少し確認をさせていただきたいと思います。

導入に当たっていろいろ検討されているということを伺っておりますが、私の質問の中で、取水施設から浄水場、その間にタービンを設置する、いわゆる発電装置を設置する、それから浄水場から配水池に至るまでのところで設置をする。水道施設を使ったときに、大きく言えばその2か所に設置をする可能性があるのですが、今まで検討していた中で、そのどちら側、いわゆる取水から浄水場の間なのか、浄水場から配水池までの間なのか、どちらに設置することを検討されていたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（水道）整備推進課長

水力発電の設置についての、検討の内容ですが、どちらかという水量とか水圧のことを考えますと、取水施設から浄水場の間というのが一番いいのかと考えております。

○濱本委員

ということは、小樽市内の具体的な場所で言うと、それはどこに該当するのでしょうか。

○（水道）整備推進課長

市内の施設の中で具体的に申し上げますと、余市川から取水しまして、天神浄水場まで水を送っております天神導水管に設置するのが、発電量としては一番効果的だと考えてございます。

○濱本委員

そのときに発電装置を、設置するのに一番の基本はまず、取水から浄水場まで行く間の落差が幾らあるのか、それから例えば1日当たりの年間の平均の流量がどれだけあるのかというのが、これが一番の前提で、これがあまりに量が少ないと、設置してもコスト倒れになるということがよく言われているのですが、今言った余市川から天神浄水場まで落差がどのぐらいあって、年間の平均した1日当たりの流量はどのぐらいあるのでしょうか。

○（水道）整備推進課長

まず、落差について、水圧が一度開放される第4接合井という場所がございまして、こちらと天神浄水場の着水井との標高差になりますが、この差が135.5メートルございます。

また、天神浄水場での取水量につきましては、平成25年度実績といたしまして、年間取水量を日平均に換算しまして、1日当たり約1万6,000トン取水しているという状況でございます。

○濱本委員

135.5メートルもあるとは思っていませんでした。私が調べた横浜市の発電施設は、浄水場から配水池までの落差が40メートル、流量については少し確認できなかったのですが、40メートルの落差で年間の発電量が140万キロワットアワーになっているのです。大体一般家庭でいくと、約400戸分という話です。それからいくと、計算式があるみたいですが、例えば落差が135.5メートルあって取水量が1万6,000トンというのと、どこまでいっても可能性ですが、単純に言うと発電の可能性としてはどのぐらいの発電量になるのかは計算したことはありますか。

○（水道）整備推進課長

計算については、その時々条件というのがありまして、効率性などもございますので、今ここで具体的に幾らという数字はお示しできませんが、この辺につきましても、今後、調査研究していく中で調べていきたいと考えてございます。

○濱本委員

道内の発電量はよくはわからなかったのですが、年間の総発電量で大体40万キロワットアワーとかその近辺で、年間の発電量で40万キロワットアワー以下はあまり見たことがないです。そこから70万キロワットアワーとか80万キロワットアワーとか、横浜の140万キロワットアワーというのは、比較的大きいぐらいと思っています。自賄い、

要はその電気は自分で使うのではなくて、全量売っているような書き方もされていました。FITという制度を使ってやっているということも書いてありましたが、自分の使う分ではなくて全量売ってというのも、コストを考える上では一つの選択肢ではないかと思えます。

そういう意味では、まず、設置できるのかどうなのかと。設置のコストが幾らかかるのか。それに見合いの売電ができるのかどうなのか、また、そのことによって、今、低炭素社会とも言われていますから、どのぐらい温室効果ガスの削減ができるのか、そこら辺をトータルで考えて、ぜひとも前向きに導入を検討してもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○水道局長

この問題については、本会議でも市長から答弁をさせていただいてまして、やはり採算性の問題、さらに設置スペースもなかなか、水平にしなければならないだかという問題もございまして、また、維持・管理上、いろいろな異物が混入する、今、お話させていただいた中では、導水管の中に入れるものですから、どうしても葉っぱとか、そういう異物が混入するなど、そのようなメンテナンスの問題もやはり大きくありますので、そういう課題について、他都市の状況をいろいろ研究しながら、今後とも調査をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○濱本委員

今までいろいろ本市のやってきたことの中で、明確に低炭素社会を実現するためにという枕言葉が入るといのは、あまり施策としてはなかったような気がします。そういう意味では、この水力発電というのは、その枕言葉を1番目に使えるような事業だと私は思うので、設置に向けてぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。

◎街路防犯灯について

次に、街路灯について伺います。

今、北海道電力が電気料金の値上げを言っています。いつ最終的に認可になって実施をされるのかわかりませんが、そうなるとうちも相当いわゆる町会というのは具体的に負担が増えるのだらうと思えます。

電気料金と単純に言うのですが、中にはいろいろ分かれています。電気料金の中身というのは具体的にどういう項目があるのか、説明してください。

○（建設）庶務課長

電気料金の中身なのですが、今回お話のある公衆街路灯Aというカテゴリーになりますが、そちらに基づいて説明いたします。

まず、基本料金というものがございまして、これは81円でございます。そのほかに電力料金というものがございまして。これがよく、北電のホームページなどに金額が出ている部分でAの項目になります。そのほか、燃料費調整単価というものがございまして。これは、その時々で増減しますので高くなったり安くなったりです。そのほか再生可能エネルギー発電促進賦課金というものと、それから太陽光発電促進付加金、この五つの項目を足して、合計になっているということで把握しております。

○濱本委員

結局、単純に幾らかではない。それで、定額料金ですから一般家庭とはまた違っている部分もあります。現行の例えば一般的な水銀灯ですと、たしか全部今言われたものを足すと581円になると思うのですが、これがもし値上げが適用になったとすると、最終的には合計は幾らになるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

北電の申請どおりになったという仮定ですが、先ほどの部分は735円というふうになると聞いております。

○濱本委員

735円だとすると、26パーセントぐらいの値上げになるということですね。電気料金だけで考えると、たぶん449

円が609円ですから、35パーセントぐらいのアップになるだろうと。結局、基本料金が上がらないとか、いろいろほかの検討する部分が変わらない部分もあったりして、実質的には電力料金だけでいけば35パーセント、36パーセントになるのですが、トータルでいくと26パーセント、26.5パーセントぐらいになるのだと。でも、26パーセントというと、4分の1ですよ。だから、年間例えば100万円払っているところは、翌年から125万円お金を払わなければならない。

もっと言ったら、市内の町会で、本当の町会が自己負担をしている分が例えば100万円だとすると、いきなり真水分で約25万円増えてしまうということになる。これは、町会とすれば、本当に言うなれば危機的状況です。それからいくと、やはり早急にLEDへの転換を図るための制度設計をしてくれないと、我慢しきれないと思います。瞬間的であれば、例えばもう少しだけ我慢してください、制度設計が終わりますからと言われれば、それは何とか我慢するだろうということもあるのですが、先が工程表として見えないのでは、皆さん相当不安になっているのだろうと思うのですが、本会議でも、予算特別委員会の中でも聞いて、今、一生懸命やっている最中ですとは答弁もっているのですが、本当にできるだけ早くやってもらいたいと思います。できれば本当は第4回定例会にでも、言うなれば素案の段階ぐらい、大枠、このような制度設計になりましたぐらいのことは教えていただけると、結局、4定で12月です。そうすると町会は、大体4月、3月の事業年度になっているので、もうすぐ翌年度の予算決めをたぶんしていく段階に入ってしまうだろうと思うのです。そのときにそのようなものが出てると、それなりに何とか予算編成もできるだろうと思うのですが、できれば素案ぐらいは4定ぐらいまでに出してくれば大変皆さん安心するのだろうと思うのですが、いかがですか。

○（建設）庶務課長

先ほど委員からお話がありましたように、今、制度設計をやっている途中でして、先日の御質問にありますが、課題がたくさんあるのですけれども、それを解決するために今いろいろとやっております。課題が残っていますと、その大もとのところにも波及する可能性もありますので、なるべく早くやりたいと思っているのですが、違う意味で慎重にやらなければならないという部分もあると思いますので、ここでいつとは申し上げられないのですが、早急にやっていきたいと思っております。

○濱本委員

ぜひ早急かつ大胆にやっていただきたいと思います。

それに付随して、今、話題になっていたのは、要は街路灯の設置の補助費、助成費をどういう比率にしようかという話が出ています。その反対側では、いわゆる電力料金に対する助成率という話もある。できれば、結局設置をするに当たって、10割補助であればいいのですが、そんなわけにもいかないでしょうから、幾らか自己負担をしなければならぬ。といったときに、やはり財源のない町会としてみれば、今、年間、大体6,000万円ぐらいの電灯料金の助成額があるわけです。LEDに転換していても、最終的な転換が終わるまでは、例えば財源としての6,000万円は用意して割り振りします。ということは、電力料金の助成率を若干上げましょう。そして、その中で結局は設置の自己負担分を100パーセントではないけれども補ってくださいという、そういう考え方も私はどこかに織り込んでいかないと、制度はできたが、それに連動して助成費の、いわゆる電力料金の助成費はいつまでたっても6割ですと、いきなり6割になってしまったら下がるわけですよ。LEDにかえました、総額の電気料、単位町会ごとの電気料が下がりました、しかし、6割助成は6割助成ですよといったら、結局、今まで例えば50万円もっていたものが、LEDにかえると下がってしまうわけです。そうすると、全然設置のための財源を捻出できなくなってしまうわけです。だから、ずっと続けるとは言わないですが、数年間でLEDに転換しようということであれば、例えばLEDに転換するまでは、街路灯の電力費の助成に関しては総額で6,000万円を維持するのだと。総額は維持するのだというような考え方も私は必要だと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○（建設）庶務課長

先日も御答弁させていただいておりますが、現時点では早くLED化を進めて、全体の電気代を落とすということとを早急にやりたいと思っておりますので、維持費自体の率を上げるとかということはまだ今の時点では考えていないのですが、将来的にそういうことが、何ができるのかも含めて考えていきたいと思っております。

○濱本委員

物は言いようで、電力料金の助成率を上げろと私は言っているわけではないのです。結果論として、予算全体に占めている電力料の助成予算6,000万円は、例えば時限で数年間、いわゆるLEDに転換するまではこの財源はずっと確保しましょうと。その財源を確保するという事は、結果論として助成率は上がるということになるわけですが、財源は確保しましょうと、そういう見方でどうぞ検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なかなか答弁は難しいでしょうから、いいです。頑張ってください。お願いします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○松田委員

◎住宅マスタープランについて

最初に、住宅マスタープランについてお伺いいたします。

2015年度から10年間の住宅マスタープラン策定については、第2回定例会の当委員会で、また本日、報告がありまして、来年3月までに策定するという報告をしていただきましたが、策定に向けて、先般、市民アンケートを行ったということが報道されていまして、そのアンケート調査の内容についてお聞きしたいと思います。

アンケート調査につきましては、前回の住宅マスタープラン作成時にも行ったと聞いておりますが、前回と今回のアンケートでの設問内容と特徴的な違いがあるかどうか、その点について最初にお伺いしたいと思います。

○（建設）越智主幹

アンケートの内容について御質問をいただきました。設問内容なのですが、10年前、前回とほぼ同様のものを使用しましたが、この10年間の社会情勢の変化、時代変化も含めてということなのですが、そういうことに合わせまして、耐震の関係ですとか、あと省エネ設計の関係、それからインターネットなどの使用状況などの項目を追加して実施しております。

○松田委員

アンケートの対象者について、アンケート用紙は2,600人に郵送したということなのですが、2,600人という数もそうですが、例えば世帯主となっておりますが、住民票上の世帯主なのか、また、年代だとか地域とかそういう、2,600人の選考内容についてお聞かせください。

○（建設）越智主幹

アンケートの対象者といたしましては、小樽市内の18歳以上の世帯主を対象に無作為で抽出して実施しております。

○松田委員

それで、916人から回答が送られ、回収率は35.2パーセントという報道内容でした。それで、この回収率について、前回のアンケートの調査との比較ではどのようになっていますでしょうか。

○（建設）越智主幹

現在のアンケートですが、3,000人を対象として行い、754人から回答がありまして、回収率ということでいきますと25.1パーセントということになっています。

○松田委員

回答内容について、アンケートで困っている点の 1 位は雪の問題、2 位が部屋の暖かさとなっていると聞いていますが、そのほかの主な回答にはどのようなものがありましたか。

○（建設）越智主幹

アンケートの結果ということでは、今お話がありました雪の部分が一番多かったということになっています。そのほか、困っているということでは、部屋の暖かさですとか、あと結露、そのような部分についての困っているという回答を多くいただいたということです。

○松田委員

アンケートでは、今後推進すべきと考える重要な住まいの施策として、雪対策を推進した安全安心な住環境づくりと、やはり雪に関連した施策を望んでいるようなのですが、そのほかに市民の方が望んでいる施策にはどのようなものがあったのか、お聞かせください。

○（建設）越智主幹

やはり雪のことが当然多かったということが回答としてはございました。雪については、今後とも施策としてやはり重要だということで認識しているところです。

それから、アンケートの中であったのは、現在の住宅は昭和 56 年以前の古い基準で建設されたうちに住む方について、多くの方が耐震診断を行っていらっしゃるということが出てきましたし、それから省エネについての関心、こういった部分も回答としては高かったということがありましたので、既存住宅の性能の向上、こういったところについても課題として考えております。

○松田委員

あと、回答率が 35 パーセントということなのですが、このアンケート調査から見えてきた課題等があればお聞かせください。

○（建設）越智主幹

今、申し上げたことの繰り返しになってしまうかもしれないのですが、やはり雪の問題が多いということもありますし、あとアンケートの中でやはり公営住宅の関係とかのことも出てまいりました。公営住宅の関係のこともニーズとしてはあるのかということは認識を新たにしたところですので、その辺の関係のことも含めて、あと当然孤立死の関係のこともやはり声としてあったものですから、そういうところも含めて、今後、検討していきたいと考えております。

○松田委員

それで、今後の策定までのスケジュールですが、先ほどの報告では、委託業者の変更があったということで、多少遅れがあるというふうには先ほど説明しておりましたが、策定までのスケジュールと、一応平成 27 年 3 月に策定するという事はもう決まっていると思うのですが、それまでのスケジュールについてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）越智主幹

今後、基本目標ですとか施策の検討を進めてまいりまして、12 月ごろをめどに全体の構成を決定いたしまして、その後、パブリックコメントを経まして、小樽市住宅行政審議会への諮問、答申を経まして、平成 27 年 3 月までに策定する予定としているところです。

○松田委員

では、住宅マスタープランについては、今、まだ、策定途中ということで、12 月には素案もできるということで、その素案ができた時点でまた質問、今度の第 4 回定例会ぐらいには間に合うのでしょうか。

○（建設）越智主幹

12 月の議会までには何とかまとめて、この場で御報告できればと考えております。

○松田委員

では、その時点でまた質問させていただきたいと思います。

◎除排雪について

次に、この住宅マスタープランでも言っていましたが、皆さんの本当に困っているというのは除雪ということだと思うのです。雪の対策というのは、やはり市民の皆様の本当に最大の悩みであり、課題だと思います。

それで、先ほど雪対策課長から、今年度の除雪計画について発表がありましたが、今年度と昨年度との除雪計画を比較し、特に変わった点はないのだろうかと思ったのです。先ほどの説明では、変わったところは、砂箱設置箇所が5か所増えたということ、それから砂まきボランティアの登録者数が29人増えたという内容だったのですが、昨年度と今年度の変更点というのはこのくらいでしょうか。

○（建設）雪対策課長

昨年度と今年度の変更点につきましては、委員のおっしゃるとおり、砂箱の設置箇所、そして凍結路面の件数、また進め方、（2）の砂箱の設置箇所と（3）の砂まきボランティアの登録数が主な変更点となっております。

○松田委員

それで、今冬の主な重点目標ということで、3番目の「幹線道路以外の凍結路面对応と排雪作業について市民との協働を推進」というところについて、私も具体的にこれはどういったことなのだろうかとお聞きしようと思いましたが、先ほど濱本委員の質問と全く同じで、回答がありましたのでこれについてはいいのですが、ただ少し気になったのは、砂まきボランティアと貸出しダンプについて重点目標の中で推進するというので書いていたのですが、砂まきボランティアもやはり市民の力をかりる、それから貸出しダンプも、私の町内もそうなのですが、結局、ダンプを借りるだけではなくて、自分自身も出て一生懸命やらなければならないということで、先ほどの記事でも皆さんの悩みの中で、高齢になってきて、自分でもやりたいけれどもできないとか、そういう雪の悩みがあるという中で、市民の方の協力を得なければならないという今の除雪体制ということについて、確かに限られた予算の中でやっていくわけですし、毎年補正をしているのですが、もう少しこの除雪体制については強化していただければなど、これは要望なのですがこの点についてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

これまで市民からもニーズといいますか、かなり高まっている状況ではあるのですが、現行の除雪体制と財政的な面を考えると、なかなかレベルアップということになるのは少し難しい面もございますが、市民の協力を得ながら、今後も雪対策について取組を行ってまいりたいというように考えております。

○松田委員

よろしく願いいたします。

◎落雪のトラブルについて

それで、除雪に関連してお聞きしたいと思います。それは落雪のトラブルということなのですが、落雪等で近隣とのトラブルが起きた場合、これは民法上のトラブルであるため、行政では直接かかわることができず、問題を解決するのは当事者間で話し合うことが基本となっておりますが、どうしても解決できない、その当事者間で解決できない場合は建築指導課に御相談くださいという、そのように本市ホームページに掲載されておりました。建築指導課では、このようなこの落雪のトラブル等について相談されたケースは今まであったのかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築指導課長

落雪のトラブルについての相談はさまざまなケースがございます。例えば、屋根からの落雪で民家に被害を及ぼしたという場合もありますし、所有者がいて維持・管理ができないために壁を壊したり窓を壊したりというケースもありました。このような状況でございまして、年間、大体、ここ3年間ですが、200件程度のそのような苦情、ト

ラブルというものが建築指導課に寄せられております。

○松田委員

これはトラブルがあってもなかなか行政で入っていくことができない部分もあるかと思いますが、空き家の問題もありますし、このトラブルについて、市のホームページに、このようにもし何かあれば建築指導課に相談してくださいと書いてあること、窓口になってくれるところが建築指導課であるということを知らない方も中にはいるのではないかと思います。私も正直なところホームページを見て初めて知りましたので、その辺についてももしっかり取り組んでいただければと、これは要望でございます。

◎土砂災害警戒区域について

次に、土砂災害警戒区域について質問させていただきます。

このことにつきましては、私は第 2 回定例会の当委員会で質問させていただいておりましたが、今回、広島県で先般の大災害が発生したのに伴い、どこの自治体でも土砂災害警戒区域のことが問題になりました。

また、今定例会では、我が党の千葉議員も代表質問で行いましたし、また、ほかの方も質問されておりましたが、再度確認させていただきたいことがありますので、質問させていただきます。

土砂災害警戒区域の条件として、傾斜度 30 度で崖の高さが 5 メートル以上とありましたが、そのほかに土砂災害警戒区域の条件というはあるのかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）池澤主幹

今、委員がおっしゃられた条件というのは急傾斜地の崩壊の条件ですが、ほかに、土石流の発生のおそれのある溪流において扇形の地形の上部から下流で勾配が 2 度以上であること、それと地すべりでは亀裂、陥没、隆起などの地すべりの兆候が見られるなど、地すべりをしている又は地すべりするおそれがあることの 3 種類の土砂災害の条件がございます。

○松田委員

それで、指定された中でも、より危険性が高いのが特別警戒区域ですが、本市では 179 か所の指定のうち、特別警戒区域が 174 か所あるとお聞きしました。それだけ本市は危険性が高いと見ます。しかし本市では、住民の反対により指定できない区域が 5 か所あると聞いております。この 5 か所についてですが、反対によって指定できないということなのですが、どのくらいの期間、棚上げされているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）池澤主幹

約 3 年になります。

○松田委員

3 年ということなのですが、この棚上げされたところというのは、指定したいけれども、そこに居住している全住民が反対なのか、また一人でも反対する人がいれば指定しないのか、その点について、また、指定に反対している人の主な理由もあわせてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（建設）池澤主幹

全住民が反対しているとは聞いておりません。反対者の有無を含めまして、地区の意見等を総合的に勘案しまして、指定に反対していると聞いております。

主な反対理由でございますが、地価の下落に対する懸念、詳細な地質調査をして説明をしてほしいなどがございます。

○松田委員

それで、土砂災害警戒区域というのは、土砂災害が発生した場合に、命、また体に危害が生じるおそれがあると認められる区域と定義されています。今、反対されていた 5 か所ですが、今回の広島状況を見て、おやっということ改めて考えを新たにされた方もいるのではないかと思います。

それで、本当は指定するべきところで反対により指定されていないところについて、指定は北海道と聞いていますので再度指定に向けての新たな動きというはあるのかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）池澤主幹

未指定地区に関しまして、指定に入ったか否かの問い合わせというのはございましたが、地元からの動きというは出ておりません。

北海道からは、今後も継続して指定に向けて作業を行っていく予定と聞いております。

○松田委員

先ほど聞きましたら 3 年ぐらい棚上げされているということですが、やはり危険だから指定しようとしているわけですから、粘り強く、いろいろな理由もあるのですが、災害が起きてからではもう遅いと思いますので、この点についてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それで、今回のこの指定区域のことで、実は自分のところが指定区域だったかどうかわからなかったという方もいらっしゃると思います。また、指定されていないが自分のところは、雨が降るたびに不安を覚えて、どうなのだろうか、指定してもらえるのだろうかという問い合わせもありました。それで、自分のところが指定された区域かどうかの問い合わせについては、市でも指定関係図書の縦覧をするというふうに言っております。それで、広島市の災害以後、縦覧者は増えたのかどうか、また、市で受けた問い合わせ等、どのぐらいあるのか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）池澤主幹

広島市の災害以前というのは、ほとんど問い合わせとかはございませんでした。災害後ですが、図書の縦覧ということではありませんが、区域指定の有無の確認、それからハザードマップの問い合わせ、これらはほぼ毎日のように問い合わせが来ているような状況でございます。

○松田委員

皆さんやはり人ごとではありませんので、本当に、ましてあの広島市の現状を見たときに、やはり人ごとではないと感じていると思うのです。それで指定遅れの理由を聞きたいと思いますが、第 2 回定例会の当委員会では指定区域というのは 176 か所、そして本会議のときでは 3 か所増えて 179 か所、そして本日の常任委員会の時点で 1 か所増えて 180 か所が指定区域になったと載っていました。前回のときに今年度の追加指定は 20 か所ぐらい今後予定していると答弁を聞かせていただいておりますが、本市では危険箇所が 500 か所以上ある。それについて、指定するには基礎調査から始まり、区域認定、住民説明会を開いて指定するという流れになっているようですが、さきの本会議では指定が遅れている理由として、基礎調査にも時間がかかるしお金もかかるという説明でしたけれども、そのほかに担当職員の不足も懸念されておりますが、ほかにこの指定が遅れている理由について、何かあればお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）池澤主幹

本市の警戒区域指定が進んでいない主な理由につきましてですが、土砂災害危険箇所が全道で 2 番目に多く、基礎調査の資料の精査に時間がかかっていること、地権者や住民の把握、それから住民説明会の開催に多くの時間を要している、これらが主な理由となっております。

○松田委員

本市の過去の土砂災害を調べますと、幸い命にかかわるものはなかったと聞いております。報告によれば、朝里川温泉の地域では、雨だけに限らず雪解け水による土砂崩れがあったと聞いております。それを考えると、雨だけに限らず、常に土砂災害の危険にさらされている部分もあると思いますので、土砂災害警戒区域を指定するのは北海道ですが、今後の市の対応について、再度お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）池澤主幹

今後の小樽市の取組ということでございますが、まず予算要望につきましては、全国市長会、全道市長会と北海道、後志総合開発期成会を通じ、これまでも要望しておりましたが、引き続き今後も要望していきたいと思っております。区域指定に向けましては、地元自治体としまして、早期に区域指定ができるように今後も北海道と協力しながら進めてまいりたいと考えております。

○松田委員

では、そのことについてしっかり、予算も絡むことですが、要望していただければと思います。

◎地籍調査について

次の質問に移らせていただきます。

この土砂災害警戒区域に関連して、地籍調査についてお伺いいたします。

災害によって、土地の境界を示すくいがなくなったり、移動してしまったりした場合に、災害復旧に着手する前に多くの時間と手間がかかり、被災地の復興・復旧が遅れるおそれのために地籍調査もあると聞いております。

それで、市では、今年度から地籍調査の一つである官民境界等先行調査を住吉町で行っていると聞いておりますが、現在の進捗状況についてお聞かせ願います。

○（建設）用地管理課長

調査の進捗状況についてですが、今年の調査は7月16日から10月31日までを工期としております。内容といたしましては、現況調査を実施いたしまして、そのデータを基に図上で境界を決めるものであります。現在の進捗状況といたしましては、現況調査を実施中であります。

○松田委員

この境界を確認する際、現地での立会いが必要だというように言われています。今年度は現況調査ということで、立会いは来年度以降になると思いますが、もし立ち会う人がいなかったり、例えば地主の方が亡くなっていたりという場合、その場合の立会いはどういうふうになるのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

一般的なスケジュールといたしましては、3か年で1地区を作業していこうということで考えております。1年目が現況調査、2年目が仮の境界標の設置、3年目は本設置ということで考えています。今おっしゃいました現地の立会いについては、来年度と再来年度でもって実施していくこととなります。今お尋ねの地権者が亡くなったり見つからなかったという場合は、基本的には登記簿によって相続者を探して、その相続者に立会いをお願いするというで考えております。相続者もなかなか追えないというふうになりますと、結果的にはその部分、立会できないことになりまして、確定ができないというような状況も生じるかと思っております。

○松田委員

今、この官民境界等先行調査をするに当たり、住吉町では、平成24年度に、国が都市部官民境界基本調査を行ったと聞いております。今年度は、住ノ江1丁目と若松1丁目がこの都市部官民境界基本調査を実施すると聞いていますが、ではこの住ノ江1丁目と若松1丁目の官民境界等先行調査の実施時期というのはもう決まっているのでしょうか、この点についてお聞かせ願います。

○（建設）用地管理課長

住ノ江1丁目と若松1丁目の先行調査の実施時期についてですが、基本的には先行調査の前年に国の基本調査をお願いしております。そのため、住ノ江1丁目の先行調査につきましては、来年度の平成27年度から3か年の予定をしております。

○松田委員

地籍調査というのは、本当に気の遠くなるような時間を要します。私たち公明党の会派として、昨年1月にこの

地籍調査を既に始めている兵庫県の芦屋市を会派視察したときに、芦屋市では平成21年から60年かけてこの地籍調査を行うと聞いております。この地籍調査とは、先ほど言っていましたとおり、災害復旧だけではなくて、都市の公共用地の適正管理にも必要ですので、この地籍調査は時間がかかってもやっていかなければならないことだと思います。

それで次に、先ほど言った、住ノ江1丁目と若松1丁目は今年基本調査を行っているということなのですが、次の都市部の基本調査の候補地というのは決まっているのでしょうか、この点についてお聞かせください。

○（建設）用地管理課長

基本調査の次の工事についてですが、小樽市では中心市街地10地区を12年間かけて官民境界調査を実施していく予定となっております。その中では、住吉町、住ノ江1丁目の次は堺町地区を計画しております。

○松田委員

先ほど言いましたとおり、地籍調査というのは本当に大変地道な調査、作業になりますが、災害が起きたときに境界がわからないというか、また、今恐らく広島のほうが地籍調査を行っているかどうかわかりませんが、今回の土砂災害があったときに、今度、復興するときに、そこが地籍調査をやっているかどうかで復興の度合いも変わってくると思います。これを他山の石とすることなく、小樽についても地道な活動をしていただければと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時54分

再開 午後 3 時13分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎土砂災害について

広島市の土砂災害があったものですから、各都道府県の議会や自治体の議会でも防災対策で相当質疑がされているということで、私どもの議会でも、基本的には土砂災害に対する防災等いろいろな議論がされておりますが、それをいろいろ聞いてまして、私は基本的にこれまでの防災対策というのはそれでよかったのかというところに大変疑問をずっと持っておりまして、私の考え方を若干述べさせていただいてから、質問に入らせていただきたいと思っております。

私は、広島市の例を見まして、例えばあのようなところに住宅地開発をさせたことが基本的にだめだと思っていたわけです。たぶん調整区域を外して、都市計画区域に編入して、住宅を建てたのだと思います。やはり遠因は、私、議員になってわかったのですが、本市もそうですが、基本的に自治体の一番大きな財源というのは、固定資産税です。基本的に固定資産税を増やすには住宅を建てていただくということです。都市を膨張させていくという政策を、やはり自治体としてとらざるを得なかったのではないのかと思うのです。そこがやはり基本的に、遠因ではないかというふうに思うのです。

もう一つは、視察でいろいろなところへ行かせていただきますが、私も兵庫県の出身なわけですが、例えば伊勢湾台風の例を挙げますと、ちょうど私どもの生まれたまちの上を台風が通りまして、山の木が相当倒れたわけです。それから毎年のように水が出ました。しかし、どのような樹種については詳しく私は知りませんが、市の人が広葉

樹をすぐ植林しました。その結果、10年程度でいわゆる増水がおさまりましたね。山がいかにか大事なのかということは、そこで私は実感を得ました。広島市の山も例外ではありませんが、ほとんど里山なんて言われる住宅地に近いところの山には、当然、杉が植えられております。杉がきちんと植えられていればいいのですが、間伐もされないうし、下刈りもされませんから、当然日光が当たりません。杉は常緑の針葉樹ですから、葉が落ちません。結局、山に保水力がないのです。間伐をしないで密植をすると、木は日光を求めてどんどん上に高くなるのです。上のほうに葉がつかますから、そこに風が当たれば、当然、一斉に同じ方向にいわゆる圧力もかかりますし、そうすれば山の地盤はそこで緩みます。そこに水が通れば、当然土砂で流れてくるということになると思うのです。

田舎のほうにいても、ヒノキなどが植えられていますので、紅葉の風景が大分少なくなりました。だから、日本の里山の風景がもう変わったのですよ。これはなぜかということ、T P P が盛んに言われておりますが、基本的に木材の関税が撤廃をされて自由競争にされたということです。結局、山に価値がなくなったのですよ。山と人間が切れていったということです。それを幾ら土砂災害だということでもいわゆる砂防工学ですか、大学にもその専門学科があるぐらいですから。どんどん砂防ダムはつくられておりますよ。私は川釣りに行きますから、北海道の川も例外なく小さな川も行きますが、砂防ダムのない川はほとんどありませんよ。河川改修で河川が構われていない川はありません。ほとんど、ブロックで兩岸を固めています。それから、河川幅を広げていますよ。最近では、それをやって、なおかつブルドーザを入れて、川をある意味では岩があったりするのを全部除去して平らな川にしていますよ。これは、例えば魚の養殖にとっても非常によくはないのですよ。例えばサケが産卵をした後に、水が出れば、全部海に流れますね。障害物がないわけですよ。例えば、増水します。岩があったり地形の変化があると、水がたまるどころができますね。緩いところができるのですよ。全部稚魚はそこにとどまるわけですよ。しかし、例えばコンクリートの擁壁のところを流せば、一斉に当然流れていきますから、隠れるところがありませんから、避難するところはないわけですよ。そういう観点からいっても、私は大変問題のある工事を今やっていると見ています。

私は、そういう反省なしに、今回のことがあったからといって、砂防ダムをつくれ、河川改修をやいなさいというのは間違っていると思います。それよりも、私は、国であれば林業政策に力を入れて、民有林も行政が仲立ちをして、要するに間伐をして、植栽を豊かにしていくということが大事だし、山の保水力を高めていくことが非常に大事だと思います。それが根本的な解決になっていくと考えるべきだというふうに私は思います。そこを欠落して、砂防工学だけでいわゆる防災事業をやろうとすると、同じ失敗を起こすのではないかと思います。そういう観点について、何か御意見があればお聞きをしてから質問に入りたいと思います。

○建設部浅沼次長

山口委員がおっしゃるとおりだと思います。山の大切さというものは、広葉樹があって、その葉っぱが落ちて、腐葉土があって、そして山だけではなく、それが海に流れて、海の豊かな命という意味でいきますと、山口委員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、その砂防が全くだめかということではなくて、その部分も非常に大切なことだと考えております。山を大切にすることというのは、比較的長期的なスパンで物事を考えていくことになりまして、すぐ砂防工事ができるということではありませんが、山を大切にすることだけでもだめですし、やはりその砂防工事も大切ですから、それもあわせて土砂災害、土石流等に備えるというような考え方がいいのではないかと思います。

○山口委員

もう一つ、私は砂防ダムのあるようなところにも釣りに行くのですが、砂防が埋まっていますね。つくったらそのままなのです。結局、砂防を乗り越えてもっと広範囲に土砂災害が起こるというようなことにつながりかねませんので、私はぜひつくられた砂防について、これはほとんど北海道とか国がやっておりますが、それについて点検をしていただくと。土砂は取り除くということが必要ではないかと思いますし、何かやったらやりっ放しなことというのは基本的に災害を助長すると思いますので、そここのところもぜひ調査をして、気がつかれたら北海道や国に

要望を上げていただきたいと思います。これは要望です。

◎空き家バンクについて

本論に入ります。

私、当委員会でも、本議会でも、ずっとテーマの一つとしてお話し申し上げてきておりますが、空き家の問題はずっとここでも議論されています。私は、特に空き家の基本的に解体ということよりも、やはり利用ということをご検討して制度設計して実現してほしいということをお願いしておりますが、これは市長が次期市長選の重要な政策の一つとして少子化対策とセットなものですから、いかに若い人に小樽市に住んでいただくかということです。そういうところで私は政策立案をきちんとやっていただいて、それでまた助成制度が必要かと思っております。

今回10月にその先進地というか、大変成功している事例がありますので、そちらのまちに出かけていくことにしているのですが、九州の大分県の竹田市です。NHK、教育でしたか、放送しているのをたまたま私も拝見して、竹田市には建設部の中かどこかわかりませんが、農村回帰推進室というのがあるのだそうです。ここの係員の方が大変優秀な方というよりも、一生懸命仕事をされる方で、ある意味では空き家バンクと移住とを組み合わせて、希望者の問い合わせが相当あるようですが、お世話をして、ある意味では仕事も含めて、研修の制度をつくってお試し移住、それから住んでいただくというようなことで、実績的に言いますと、別府大学の教授が論文を書いておりますが、ここで書かれているのを読みますと、「平成21年（2009年）12月から平成24年（2012年）12月に至る3年間に、47世帯88人の移住者を受け入れることができた」。人口が2万4,800人ぐらいです。「注目すべきは、その6割以上が20代～40代の若い世代であり、高齢化の進む山間部などで、彼らが地域コミュニティの新たな担い手となりつつある」と、こういうように言っております。ちなみに、このまちは小樽よりも人口の減少率が高い都市です。昭和30年以降、人口は一貫して減少し続けていたのです。2010年国勢調査時における人口は2万4,423人。高齢人口平均は全国平均の22.5パーセントを大幅に上回り40.8パーセント、財源も自主財源比率は、これは本市より低いのですよ、17.9パーセント。

ですから、どのようにやっているのかということだと思っております。制度としては、本市も空き家バンク制度を持っています。竹田市も空き家バンク制度があるのです。空き家バンクで紹介しているだけではないのです。

もう一つは、助成制度があります。どういう制度かという、本市でもできるのではないかというようなレベルの制度だと思います。読みます。いわゆる移住の応援策としてやっているわけですが、空き家関連では、このまちに空き家改修事業補助金というのがあるのです。市の空き家バンクに登録されている空き家を購入し、改修する場合に必要な費用の一部を助成、補助金は最大で100万円まで支払う。対象は、このまちへ移住をする方又は移住をして1年未満の方、そのような対象にしています。これ短期滞在関連の支援もあります。これは、お試し暮らし短期滞在費助成金というものです。住宅を探す、仕事を探す、暮らしを体験するなどの活動にかかる滞在費の一部を助成します、助成金は1人当たり最大で6,000円を払う、こういうことです。このほかに起業支援もありますし、これは、起業支援の場合は最大100万円の補助です。それから、空き店舗管理、これは事業開始から3年間、事業支援として年額10万円を支給する。こういうような制度を持っております。

これが功を奏して、基本的にこれ関連して一つの部署でやっているわけですね、これは、係を持って。農村回帰推進室というところを新たに一つつくって、そこが重点的にこの今お読みした制度、これを運用しているわけです。先ほど申し上げたような結果、若い人の移住を実現していると、こういうふうになっております。

本市も経済的支援はありませんが、空き家・空き地バンクを持っています。空き家・空き地バンクの議論を、今の水道局長が課長のときだと思っておりますが、やらせていただいて、大変な労力をかけて空き家の調査をされて、空き家・空き地バンク制度をおつくりになった。そのときにできる最大限の政策だったと私は思うのですが、そこで少し私から申し上げますと時間が足りなくなりますので、まちづくり推進課長から報告をお願いしたいのですが、これまでの空き家バンクでの利用実績、始まったときからのその実績をお知らせください。

○（建設）まちづくり推進課長

空き家バンクの実績について、登録の件数と成約の件数ということで、年度ごとに報告いたします。平成21年度につきましては、登録が8件、成約がゼロ件、これは制度が始まった当初ですので、こういう形になっています。平成22年度は登録が1件、成約が6件、平成23年度は登録が1件、成約が2件、平成24年度は登録が3件、成約が1件、平成25年度は登録がゼロ件、成約が4件、平成26年度、これは9月1日現在ですが、登録が1件、成約が1件、合計で登録が14件、成約が14件ということになってございます。

○山口委員

当初の空き家・空き地バンクをおつくりになったときの行政目的についてお示してください。

○（建設）まちづくり推進課長

空き家・空き地バンクの目的でございますけれども、市内における空き家や空き地の有効活用を通しまして、まちなかにおける居住又は商業活動による中心市街地の活性化、住み替えによる住環境の改善及び市内への定住、二地域居住等の促進を図ることを目的としております。

○山口委員

結果もお聞きをしましたが、基本的には当初の行政目的を果たせるほど実績は上がっていないということがわかるわけです。先ほど申しましたが、それにいわゆる少子化対策、これに加えたとすると、やはり私は竹田市のような、この近辺しか調べていませんが、例えば臼杵市とか、これはまち並み保全も一生懸命やっていたところなのですが、ここも観光都市の魅力を生かして移住促進をやっているのですが、やはり最大100万円の改修補助金をつけております。小国町も同じようなことをやっています。それでも臼杵は成果が上がっていないのですね。これはどういうことかということ、やはりトータルに移住の支援と空き家バンクをリンクさせた部署を持ってやっていないということが、私は原因でないかなと思うのです。

本市も、移住や定住促進は企画政策室ですよ。空き家・空き地バンクを置いているのはまちづくり推進課ですよ、建設部ですよ。例えば政策目的がほぼ同じなわけですから、定期的に報告もされて、ある意味では共同でこの制度を運用するというのを、されてこなかったとは言いませんが、やはり少しできていなかったのではないかなと思うのです。どうも垣根があるようです。私はどちらの部屋にも行っていろいろ話を聞いているのですが、やはり一本にしないと無理だねというような話をされます。この間、総務部とも少し話をしました。これは大事なことのだから、ちゃんと窓口を一つにして政策を遂行しないとだめだねという話をしましたら、私もそう思いますと、研究してみましようというようなお話もされました。私はいろいろ空き家・空き地バンクの話もしましたし、いろいろやりましたが、まず今の制度のままではだめだということで、新たに制度として発足をしていただけるようにぜひ研究をしていただきたいと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○（建設）まちづくり推進課長

本市では、先般、人口対策についての庁内会議というのを設けておまして、その中で空き家バンクというのも施策の一つとして庁内で検討していこうというような動きになってございます。企画政策室もそこには入っていませんし、全庁的にいろいろな組織が入っていますので、そのような中でトータルで、皆さんの意見を聞きながら検討していくということになろうかと思えます。

○山口委員

よろしくお願いを申し上げます。

それと、今、空き家調査について、この調査については企画政策室だということですね。どのようなことをやられるのと聞いたら、危険空き家だけをまずとにかく抽出をして調べると言っているのです。空き家・空き地バンクをやられたときには、市内の区域、銭函、塩谷等が入っておりませんでした。市内の中心部と言ったらいいのですか、全部の空き家を調査されたのです。その中で良好空き家と危険空き家でしたか、三つぐらいに分類をされたの

です。今回もそれをされるのかといたら、そうではないというのです。今、空き家バンクというのは、ある意味では良好な空き家を見つけ出さなければいけないわけです。私、やはりそれは行政でやっていただくのが一番いいのだと思うのですが、行政から外れていたらできません。

私、どうせ議員は今期でやめますから。来期、私は市のためにできるだけしますから、ボランティアでもやっていますしね。元の市民に戻るだけですから、空き家探偵団を組織してやろうかなと思っているのです。いや、市内の高台のところに良好な空き家がたくさんあるのです。売るに売れないような空き家がいっぱいありますからね。そういう情報をやはり札幌市内の人とか全国に流してやるべきではないですか。そこでこんなふうに改築したら住めるのではないですかということですよ。東京で近辺に家を持つとか別荘を持つなんて大変なことですが、本市で持っていただければ、そんな金額でなくても手に入るわけです。500万円ぐらいあったら楽勝でいけます。自分で改修したっていいわけで、それにさっきの100万円がついてごらんなさいよ。これは、やりますよ。

やはり民間のNPOみたいなところがきちんとついてやっているところは、うまくいっているのですよ。小樽でボランティアはいっぱいありますが、本当にまとまった、社会的な目的を持ったボランティアみたいなものはないのです。もうかる事業は民間がやりますが、もうからない事業はNPOが本当はやるのですが、なかなかそういう社会的事業を担うようなNPOは出てこないですね。そういうところが、やはり大事だと思うのですよ。そこに宅建の資格を持っている人、小樽市のOBで宅建を持っている人がいっぱいいるではないですか。そういう人がかかわってもらえれば一番いいわけです。土地開発公社はもう解散になりましたよね。ああいうものを例えば市が三セクで持ってもいいぐらいに思うわけです。そういうところがそういうことをやると。時限でいいですから。それでOBを使って、再任用の人でもいいけれども。もったいないと思いますよ、行政経験を持っていらっしゃるし。それで、まちのためにやっていただくような、そういうようなことで考えておりますが、こんなことで答えもらってもしょうがないですから、答えは要りません。

この件はこれで終わります。

◎街路防犯灯について

次に街路防犯灯について、先ほど濱本委員がお聞きしておりましたが、これの問題点、一部出ましたが、どのように整備されますか。制度設計の課題、問題点。

○（建設）庶務課長

現在進めておりますLED化について、課題ということでございますが、本会議でもお話ししておりますが、まず1点目、仮に複数年でかえるというようになった場合に、先にLED化の終了した団体の電気代が先に下がります。後年次になってくると、何年間か、今までどおりの電気代、上がったりのするのだらうと思うのですが、それを払うことが必要になりますので、どのようにしてそれらの公平性を保っていくか、これがまず一つの問題点でございます。

それから二つ目です。二つ目は、市内で街路灯がついているNTT柱とか北電柱とかとあると思うのですが、これらを一括して更新するという地域もあるというように聞いておりますので、せっかく設置しても、すぐ移設しなければならぬとかとなると、また町会の負担も増えてくると思いますので、その辺の年次的なやりくりということも必要なのかと思っております。これが2点目です。

3点目ですが、街路灯の更新の際に、工事が終了してから助成金を市から受けるまでに、町会で工事費全額を電気事業者に払わなければならないと思います。本数が少なればいいのですが、今回かなりの本数になる町会もあると思いますので、数が多ければ多いほど金額も多くなるという、その辺の立替えといえますか、この部分をどうするかというような、その3点が問題点と認識しております。

○山口委員

少しお聞きしますが、LED化をもう既に前の制度でやられている町会がありますよね。どの程度あるのかとい

うことと、街路灯の全体の本数に対してどのぐらいの割合でもう進められていたのかということはわかりますか。

○（建設）庶務課長

具体的な数字としては持っておりませんが、LED化を終了しているところもありますし、いわゆる省エネタイプということで、今、ナトリウム灯、それからLED、無電極灯というのがあります。それらのほうに既に移行されている町会も幾つかございます。

○山口委員

先ほどの課題の中にそれは入っていませんでしたが、既にやったところは、基本的には新しい制度よりははるかに、いわゆる自己負担を大きくやられたわけですね。そういうところに対する手当というか、何もそれは考えていらっしゃいませんか。

○（建設）庶務課長

既に省エネタイプに移行された町会にどういうことができるかというのは、課題としては押さえておりますが、解決策がどういうものがあるかというのは、なかなか難しい問題ではないかと認識しております。

○山口委員

もう終わりますが、基本的には町会の財政というのは千差万別なのですが、やはり一番低いというか、そのようなところに合わせて制度にさせていただきたいということです。町会の負担が基本的には、7割、8割なんていう、2割、3割が町会負担だという話も出てきているようですが、少しやりすぎかと。全額市で見ていただけるのが一番いいのですが、そうもいかないでしょうから、やはり1割負担が限度ではないかと私は思っていますが、とにかく補助率を最大限市で上げていただいて、そういう要望をぜひ市長部局に強く建設部から上げていただきたいと要望しておきますが、よろしく願いいたします。部長の顔を見て言っていますから、何か。

○建設部長

これまでも皆様方及び町会の皆さんのいろいろな御意見をたくさんいただきまして、その切実な思いは私たちも持っておりますので、財政部と闘う気持ちを持って少しでも皆さんのためになれる建設部でありたいと思っておりますので、御支援のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

◎江別市での応急給水について

では、質問させていただきますが、その前に、このたびの江別市での集中豪雨による断水がありまして、私は、若手市議会議員の会に所属しておりまして、その全国会長だった方が江別市議会議員でして、その方から、小樽市が夜中に来てくれて、作業にすごく従事していただいて本当に感謝しているというお礼の言葉をいただきましたので、私から水道局の皆様にもまず感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

また、インターネットでいろいろと情報を調べると、給水車も、人も小樽市の方でして、悪口しか書かれない2ちゃんねるでもお褒めの、江別まで来てくださって本当にありがとうございましたという言葉がありまして、本当に水道局の皆さんに頑張っていたのだと思っております。

この集中豪雨及びそのような浄水施設が濁った場合についての対応などを質問させていただきますが、まず、今回の市として江別市に行った救援活動について、どのようにしていったかをお伺いしたいと思っております。例えば、給水タンクをどれぐらい持って行って、人数はどれぐらいで対応して、どれぐらいの給水袋などを持っていった対応に当たったのか、その辺をまず伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○水道局次長

先日の 9 月 11 日から 13 日にかけて江別市で大規模な断水が発生しまして、小樽市も所属しております広域社団法人日本水道協会北海道地方支部、ここでは、こうした場合の災害時の相互応援に関する協定を結んでおります。今回、これが発動されてきて、本市はじめ複数の市町村が 11 日の夜から要請を受けて当地に応援に入り、13 日の朝まで、延べ 3 日間にわたりまして 24 時間態勢で応急給水を行ったというものでございます。

全体の人数とかの規模については、まだ事態が収束したばかりですので、正式な報告というのは手元にはいただいていないので、小樽市の状況を中心にお答えしたいと思います。

参加市町村は 21 市町村というふう聞いております。使いました給水タンク車は延べ 27 台、うち小樽市は 2 台。それ以外の車両も 13 台出ており、小樽市ではここにも折り畳み式の仮設タンクと仮設給水車、これはセットになっておりますが、これが 2 台、その中に入っております。給水袋全体で 7 万 5,000 枚が出たと聞いております。10 リットルのサイズのもので小樽から供出したのは 5,200 枚でした。

人数については、全体の規模の人数というのはまだ把握しておりませんが、本市では 8 人体制で 3 交代、実人数で 24 人ですが、少しかぶっている人もおりますので、延べにしますと 28 人が対応に当たっています。

派遣時間は、11 日の午後 8 時にここを出発し、用務が終わって帰着したのが 13 日の午後 12 時 20 分でございます。現地では主に、最大で 14 か所の給水所が江別市内に設置されたと聞いておりますが、最初行ったときは、11 日の夜からは 2 か所に分かれて応急給水に当たっておりまして、それが翌 12 日からは今度 1 か所に集まって、その給水所を専属で任されて、復旧まで応急給水業務に当たったという、このような対応をしております。

○安斎委員

詳細な御説明をいただきありがとうございます。本当に江別市議はじめ市民の方からそのような言葉をいただいて、私たちも本当にうれしく思っております。本当に感謝申し上げます。

◎集中豪雨が発生した場合について

それで、このような事態が発生したときに、やはり水がないと本当に大変な状況になるということを今回の事例で感じましたので、例えば今回の江別の事例のように集中豪雨があり、24 時間で雨量 400 ミリぐらいですか、それぐらい降って、濁りの度数が 4,000 を超えて取水ができなくなったという事例が発生したことに関して、例えば本市で同様の事例が発生した場合、まず、予想の段階なのですが、どのような対応になって、どのように影響するのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（水道）浄水センター所長

本市の場合の取水停止判断基準というのがございまして、原水濁度が 150 度を超えた段階で警戒態勢、この警戒態勢というのは、通常は 1 人か 2 人で運転管理をしているのですが、高濁の予測をかけまして、その中で人を増員して、薬品注入の増量だとか、若しくはその機器設備だとか、その事前準備というような形をとります。その後、原水濁度が 500 以上を超えた段階で処理水量を徐々に減らしていきまして、処理不可能だというような状況であれば、技術管理者の判断の下、取水を停止するというような形で水安全計画なり危機管理マニュアルの中で、そのような形でうたっております。

それで、過去 10 年間の小樽市の高濁や濁水対応でございまして、豊倉浄水場については、ダム放流水でありますものから、100 度を超えたことはございません。それと、天神浄水場は今回の千歳川と同じように河川表流水でございまして、ここにつきましては、融雪時期や時間雨量連続 10 ミリが 3 時間続いたとかそういう場合には、年に一、二回、200 度以上を超える状況があります。それで、天神浄水場においては、平成 22 年度に 782 度という濁度に到達しまして、そのときもこのような判断基準に基づいて対応して、取水停止だとか、そのようなことにならないでやり過ぎたというような状況でございまして。

○安齋委員

それで、少しお話を伺うと、今回の江別市と同じようなものが天神浄水場だということによろしいですね。

この濁度を少し超えてしまった場合にそのような対応をしたということですが、本市の場合は天神浄水場だけではないと。ほかのところにもあるから、このような状況になったとしても、全市的に取水停止というような状況にはならないと考えてよろしいでしょうか。

○（水道）浄水センター所長

今までの状況でありますと、取水量をある程度抑えまして、それで凝集するかという事前チェックをしまして、そのような形の中で対応してきていると。それでもう一つは、取水量を落としていく分を他系統からのバックアップ、若しくは配水池の滞留時間とか、そのような分を見越しまして運転管理を行っている。最悪、取水停止という状況になった場合に、浄水池の滞留時間とか配水池の時間を予想しまして、それで配水池の水位が例えば何メートルぐらいになると断水になってしまうおそれがあるものですから、事前にその辺の予測を立てて準備をするというような形で今はやっております。

○安齋委員

私もかなり勉強不足でつい最近知ったので、確認の意味を込めて質問させていただきましたが、ちなみに本市では資源が多くて、バックアップもできるということで若干は安心しておりますが、今回の事件もありましたので、私が言わなくてもしておられると思いますが、いろいろな準備を進めていただいて、市民への影響がないようにしていただきたいと思います。

この件に関しては、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

◎空き家の税金について

空き家と人口対策についてなのですが、山口委員からも質問があって、大体、同じような考えでございます。空き家、今回も住宅リフォーム助成制度のことを勉強会でお話しさせていただいて、人口対策の部分も入れたいという話になったのですが、企画政策室等の話もあるからということで、やはり縦割りで、なかなか調整が難しい。さらに、先ほどお話があったように、空き家バンクの活用も企画政策室とのいろいろな部分があって難しいというのがあるのですが、やはり今後、中松市長が重要課題にも盛り込んでおりますので、その点を役所庁内で検討してほしいと思っていたのですが、庁内でいろいろ検討されるということも答弁されておりましたので、この件に関しては、1点だけ質問をしたいと思っているのです。現在、空き家が何戸かあると。そのときに、所有者も不明だと。そうすると、税金も入ってこないと思うのですが、以前に私の知り合いが、自分たちは住んでいて税金を払っているのに、空き家が建っていて、そういうところは持っているのに税金を払っていないのではないかと、何か素朴な疑問をいただきまして、少し不公平ではないかという話をいただきました。現に、今、空き家が何戸かある中で、そのように税金が入っていないところは大体どれぐらいあるのかを、数字がもしわかるのであればお示しいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○（建設）建築指導課長

そのような部分は我々が押さえている部分ではわかりません。

○安齋委員

今度、税を含めて予算特別委員会等でやりたいとは思いますが、危険家屋だからという観点もあるのですが、そのような部分もありまして、安全対策は早急に対応していただきたいと思いますが、庁内で議論していただいているということですので、この質問はこれで終わりたいと思います。

◎中心市街地活性化基本計画について

中心市街地活性化基本計画について伺いたいと思いますが、計画期間を終了して、最後の報告も内閣府にされているということですから、まず、その総括と現在までの流れについて、お知らせいただけたらと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

中心市街地活性化基本計画の総括ということでございますが、計画の目標としては、「回遊性を高めることによる、まちなかのにぎわい創出」というのが一つございまして、もう一つが「まちなか居住の促進」ということと、三つ目が「まちなかでの宿泊の促進」ということで観光客ということですが、大きくは三つの目標を掲げてございます。昨年 3 月で計画期間が終了しておりますが、それぞれの目標に対しまして、達成状況としては計画の目標値は達成していないということで、平成 26 年第 4 回定例会の当委員会でも報告をさせていただいたとおりであります。

経過といたしましては、活性化協議会という中で、商工会議所や商店街の皆さんなどが入りながら計画を進めていったということでございまして、大きな目標であった駅前の第 3 ビル、これが完成したということが今計画のメインのポイントでございまして、全体としては計画が達成されてはいないのですが、これによって、駅前の周辺に限っては、比較的好い数字が結果として表れているというような状況でございます。計画は終了したのですが、中心市街地の活性化、ソフト事業のほうはまだ残ってございますので、これについては、産業港湾部が中心になると思いますが、そちらのほうでまた引き続きやっていくということで終了してございます。

○安齋委員

この基本計画をつくることによって、民間の活力も活用しながら、国からも補助金が入ってきて、それでハードの部分も整備できるということがメリットであるかなと考えておりますが、これについてはほかの市町村では第 2 次の基本計画をつくっているところもありまして、私としても、第 3 ビルはできたけれども、ほかのところの施設もまだまだ課題であるかなと考えておりまして、ぜひ 2 次計画をつくって、今後、中心市街地のにぎわいづくりのために市が音頭をとって動いていっていただきたいと思うのですが、現在の状況についてもし何かあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○（建設）まちづくり推進課長

中心市街地活性化基本計画が終了いたしまして、最終フォローアップ報告書というのをまとめましたが、それに引き続いて事業の成果というのですか、そういうものをまだ引き続き整理している段階でございます。次の計画をつくるためには、そういうものの整理というのがまず求められるところでございまして、問題点、課題というものをまた明らかにしていく必要があると考えてございます。

もう一つは、こういう計画をつくっていく場合に、大きな目玉の事業というのがやはり我々としては必要だと考えてございまして、そういう意味では、その 1 ビル、2 ビルの話が少し動いている、それほど動いてはいませんが、協議会、検討会みたいなものが設立されておりますので、そのようなものの動向も踏まえながら、今後、時期が来た場合には検討してまいりたいと考えてございます。

○安齋委員

小樽駅前第 1 ビル、第 2 ビルについては、現在の耐震基準になる前の建物なので、そのような部分の兼ね合いもありますし、以前に当委員会で話をさせてもらったときには、そこを含めて駅前再開発にも関連していくのだという話を伺っておりまして、私は議員にさせていただいた当初から、駅前のふくそうしている歩行者、バス、タクシー、駐車場等、そうした状況をなるべく改善していただきたいとお話しさせていただいておりまして、市もそれは問題点として思っているということなのですが、たぶん駅前第 1 ビル、第 2 ビルとともに、その部分を話していかなければいけないと思っているのですけれども、民間が動いてはいるのですけれども、まだそこまで動いていないということなので、ぜひ市でコーディネート役というわけではないのですけれども、少し背中を押すようにして、少しでも早く動いていけるようにしていただきたいと思うのですが、見解をお聞かせください。

○（建設）まちづくり推進課長

駅前第 1 ビル、第 2 ビルの小樽駅前再々開発街づくり検討協議会という組織が関係者あるいは商工会議所、実は本市も入って協議会をつくっておりますが、その中では小樽駅前広場も含めて、小樽駅前全体について課題を整理

しながら今後議論していきましようという方向性になってございますので、委員のおっしゃったことも踏まえながら、今後、そういう検討、課題整理などを行っていくということになろうかと思えます。

○安齋委員

ありがとうございます。耐震診断についても、御意見を伺えるということでよろしいですか。

○（建設）まちづくり推進課長

耐震診断につきましては、まだ具体的にいつかというお話はないのですが、準備は進めているという段階と聞いております。

○安齋委員

ありがとうございます。民間の兼ね合いもありますから、あまりここで詳しくはお聞きしませんが、ぜひ後押ししていただきたいと思えます。

◎除排雪について

この項を終わりました、最後に除排雪について質問させていただきたいと思えますが、先ほど来、いろいろな質問が交わされておりますので、1点だけ提案といえますか、そういうものをさせていただきたいと思えます。

濱本委員もおっしゃっていたのですが、このような重点目標「幹線道路以外の凍結路面对応と排雪作業について市民との協働を推進」というようにわかりやすく分けていただいたのですけれども、内容としては従来どおりやっていかれるということで、私も濱本委員と同じで、何か市民と協働の別のことをされるのかなと思ったのですが、そうではない、貸出しダンプのことだということでありました。

それで、私としては、従来から市民との協働については、やはり町会とかの単位でお金を出し合って除排雪しているという例がありますので、そことうまく連携して、もっと冬の対策をしていただきたいなと思っております。今お話しさせていただきましたのは、除排雪を町会でやった後に市が入ることになっていたが、きれいだから入らなかった、それだと私たちがせっかくお金を出して、税金も払っているのにしっかりやってくれないというような不信感というか、不満が感じられると聞きました。

協働を推進していただけるということですので、そのような町会とも連携をしつつ、しっかりいつ入る、今年行政だけだと1回だけですが、皆さんの協働があって2回になったよとか、そういった対応をしていただきたいなと思うのですが、この点について見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○（建設）雪対策課長

市民との協働についてですが、基本的に町会が行っている除雪といえますのは非常に高いレベルでして、雪が降った場合、若しくは置き雪があった場合すぐ入る、そのような形でやられているのが現状ではないかと思えます。ですから、同じ水準で市がやるということはなかなか難しいことではあるのですが、その中で町会ですとか商店街から要望があれば、現在の除雪体制の中で共同作業が可能かどうかということは、相談させていただきたいと思っております。

○安齋委員

9月13日の朝日新聞の中に、市民と討論型世論調査という形で意見を聞くという新聞記事がありまして、本市としても市民説明会等を設けて、それから除雪体制を組んでこういった報告に至っていると感じておりますが、札幌市では市民も行政の問題点を解決というか、共有しようという形でやっております。しかも実施時期が1月から3月と、大変行政には痛い、市民の方と意見交換しづらい状況のときにやっているということで、札幌市はすごいなと記事を読んでいました。

私からの提案ですが、やはり除雪の時期が来る前に市民説明会をやっておりますが、この1月から3月のちょうど真ただ中でも、ぜひ市民との意見交換なりをして、ガス抜きというわけではないのですが、そのようなことも検討して、行政の課題も含めて、市民と情報共有して、その当年度と次年度に向けた除雪体制を、いい方法を模索

していただきたいなと思っておりますので、見解なりをお聞かせいただいて、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○（建設）雪対策課長

朝日新聞で出ておりました市民との討論会ということで、札幌市でもホームページに載せているような状況でございます。これは、直接札幌市が市民と語るということよりも、市民同士が語って、どういう問題点があるのかということも議論していく場ということで、要は市民同士が問題点を解決するというより、理解を深めるといったような形におさまって、結論的には形にはなっていないような状況でございます。

市で最終的に同じような形でできるかどうかというのは、現在の体制もありますし、繁忙期、1月から3月ということもありますので、これについては他市の事例を参考にしながら、実施することが可能なのかということも含めて判断したいと思います。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 05 分

再開 午後 4 時 39 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○新谷委員

日本共産党を代表して、陳情第740号市道御膳水仲通線の側溝改修方について、第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について、第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方については、採択を求める討論を行います。

陳情第740号は、市道御膳水仲通線の側溝改修方についてです。このところ、時折降る大雨で、12日は特に銭函地区で側溝が溢水し、土のうを積むなど住民に不安な状況が起きています。陳情箇所も、自宅敷地内に水があふれて大変だったと聞いています。雪解け水や大雨でたびたび敷地内に水がたまるというのは、住民生活にも支障を来しますから、早期改善が必要です。建設事業課としてはいろいろ検討しなければならない点があると聞いておりますが、その手法、方法については、専門的検討で進められるはずですが、一気に道路、側溝改修ができないのは住民もわかっていることで、年次計画でも何らかの改修は可能だと思いますので、採択を主張します。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度予算の増額方についてです。日本共産党は、これまでも議会で予算の増額を求め、せめて前年度残した予算を上乗せすべきという質問を行い、陳情を採択するよう主張してきました。今年度も予算を残すことになりそうで、100人という人数制限に問題があったと考えます。事業の目的の一つの地元経済の活性化に寄与する点で、リフォーム助成の予算の増額は可能ですから、採択を主張します。今期の議会も残り2回になり、陳情を継続審査のまま流してしまわず、議会として市民の負託に応えるべきです。

陳情第312号については、これまで述べてきたとおりですが、火災崩壊家屋の撤去、本人と連絡がとれないという問題がありますが、空き家対策の策定は全会派が議会で取り上げておりますし、この点では賛同できるのではないかと考えます。ぜひ皆さんの賛同をお願いして、討論といたします。

詳しくは本会議で述べます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第312号及び第740号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。